

議第5号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受け取る職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、100分の230</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受け取る職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

(下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期</p>

改正後	改正前
<p>満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受け取る職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受け取る職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議会議員報酬等条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条）

- ① 令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当を見直し、遡及適用します。

議会議員の議員報酬（年間+0.05月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期に支給の場合	2.300	2.300
12月期に支給の場合	<u>2.350</u>	<u>2.300</u>
計	<u>4.650</u>	<u>4.600</u>

（第5条関係）

(2) 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）

- ① 令和7年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当を見直します。

議会議員の議員報酬

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期に支給の場合	<u>2.325</u>	<u>2.300</u>
12月期に支給の場合	<u>2.325</u>	<u>2.350</u>
計	4.650	4.650

(第5条関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (4) 改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議会議員報酬等条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなします。

(附則第2項関係)